

中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・	・	法人名	
----------------------------	---	---	-----	--

別表六の二(四)

平十九・四・一以後終了連結事業年度分

中 小 連 結 法 人 の 試 験 研 究 費 の 額 の 特 別 控 除	試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(四)付表一「1」の合計)	1	円	基準試験研究費の額の計算に関する明細				
				連結親法人事業年度		試験研究費の額の合計額		
				14		15		
	試験研究費の総額に係る税額控除限度額 $(1) \times \frac{12}{100}$	2		前連 二結 年親 以法 内人 に事 開業 始年 し度 た	平	・	・	円
					平	・	・	
	比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(四)付表一「3」の合計)	3		前連 二結 年親 以法 内人 に事 開業 始年 し度 た	平	・	・	円
					平	・	・	
	試験研究費の増加額 (1) - (3) (1) ≤ ((16) 又は (17)) の場合は 0)	4		前連 二結 年親 以法 内人 に事 開業 始年 し度 た	基準試験研究費の額 (15)の金額のうち最も多い金額		16	円
					基準試験研究費の額 〔各中小連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計〕		17	
	試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 $(4) \times \frac{5}{100}$	5		繰越税額控除の計算に関する明細				
	中小連結法人税額控除限度額 (2) + (5)	6		前期 超過 要件 に係る 試験 研究 費の 額の 計算	当該連結事業年度の差引試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(四)付表一「35」の合計)		18	円
					連月 結数 親が 法異 人なる 事業 場年 度の の	差引試験研究費の額の合計額 (前期の(18))		
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「7」又は別表一の二(三)「2」)	7		前期 超過 要件 に係る 試験 研究 費の 額の 計算	当該連結親法人事業年度の月数 前連結親法人事業年度の月数		20	—
当期税額基準額 $(7) \times \frac{20}{100}$	8		改定差引試験研究費の額の合計額 (19) × (20)		21	円		
当期分の特別控除額 (6)と(8)のうち少ない金額)	9		前期 超過 要件 に係る 試験 研究 費の 額の 計算	改定差引試験研究費の額の合計額 〔各中小連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計〕		22	円	
				差引試験研究費の額の合計額 (前期の(18))		23		
差引当期税額基準額残額 (8) - (9)	10		翌期繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算	連結事業年度 又は事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	当期控除額	翌期繰越額 (24) - (25)	
繰越中小連結法人税額控除限度超過額 (24)の計)	11			平	・	・	円	円
				平	・	・	(別表六の二(四)付表二「36」)	
同上のうち当期控除額 (10)と(11)のうち少ない金額 (10) ≤ ((21)、(22) 又は (23)) の場合は 0)	12			平	・	・	円	円
				平	・	・	(別表六の二(四)付表二「36」)	
計					(12)			
法人税額の特別控除額 (9) + (12)	13		当期分	(6)	(9)			
			合計					

別表六の二（四）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第6項又は第7項《中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、当期において法人税額がないためその後の連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようと

する場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

2 「 $\frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{\text{前連結親法人事業年度の月数}}$ 20」の記載

に当たっては、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。